

# 会 議 録

## 1 会議名

令和3年度第7回安塚区地域協議会

## 2 議題（公開・非公開の別）

### ○報 告（公開）

（1）諮問第110号（上越市過疎地域持続的発展計画（案）について）の答申に対する回答について

（2）諮問第111号（船倉地域生涯学習センターの廃止について）の答申に対する回答について

（3）「地域協議会に関する意識調査」結果を受けた取組について

### ○その他（公開）

## 3 開催日時

令和3年10月6日（水）午後7時から午後8時32分まで

## 4 開催場所

安塚コミュニティプラザ 3階 大会議室

## 5 傍聴人の数

3人

## 6 非公開の理由

—

## 7 出席した者（傍聴人を除く。）の氏名（敬称略）

・委員：池田裕夫、池田康雄、石田ひとみ、小松光代、新保良一、中村真二

外立正剛、秦克博、松苗正二、松野修、山岸重正、吉野誠一

・事務局：安塚区総合事務所 岩野所長、大島次長、石川市民生活・福祉グループ長（併  
教育・文化グループ長）、村松班長、萬羽主任

・自治・地域振興課：田中課長、白倉係長、岡村係長、仙田主任

## 8 発言の内容（要旨）

### 【大島次長】

・会議の開会を宣言

・上越市地域自治区の設置に関する条例第8条第2項の規定により、委員の半数以上の出席を確認、会議の成立を報告

**【松苗正二会長】**

・挨拶

**【大島次長】**

本日の会議録の確認は、内規により松苗正二会長にお願いする。

条例第8条第1項の規定により、松苗正二会長から議長を務めていただく。

**【松苗正二会長】**

それでは、次第3報告事項(1)諮問第110号(上越市過疎地域持続的発展計画(案)について)の答申に対する回答について、から議事を進めていく。

資料No. 1-1は、諮問第110号について、安塚区地域協議会が市長に対して提出した答申書の写しである。この答申に対する回答について、担当課の自治・地域振興課に説明を求める。

**【自治・地域振興課 田中課長】**

資料No. 1-2に基づき、回答に係る通知文書の内容を説明。

**【松苗正二会長】**

担当課から説明があったが、何か御質問等あるか。

**【吉野誠一委員】**

附帯意見として、上越市過疎地域自立促進計画の総括を示してもらいたい旨の意見を付けていたが、資料に記載されている回答が総括になっているのかどうか、疑問に感じる。

過疎地域自立促進特別措置法は、「地域の自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与することを目的とする。」と定めている。現状として、市全体で雇用は増大しておらず、地域格差の是正もむしろ格差が広がってしまっているが、特措法の目的から見て、何か反省点はないのかと思っている。

改正特措法に基づき、今回過疎地域持続的発展計画というものを作られたわけであるが、計画を見ると今までの計画の焼き回しのような生煮えの計画を出して、地域協議会へ諮問にかけたという印象を持っている。前期計画の総括として、どのような反省があったのか。そういった哲学のない新計画になっているが、市はどのように考えているのか。

**【自治・地域振興課 田中課長】**

法改正を受けて、今回過疎地域持続的発展計画の策定作業を進めてきたところである。

おっしゃられるように法制定時に期待されていた地域格差の是正といった点について、計画に登載した取組を実施したことでどの程度効果があったのか、具体的に把握するのは正直なところ難しい。例えば道路を1本改修する、下水道を敷設するといった取組を地域に必要なものと捉え、計画に登載したうえで実施してきているが、その取組を通じてどのくらい具体的に効果があったのか、状況が改善されたのかという定量的な評価はできていないのが実態である。

しかし、これらの事業を実施しなかった場合、どうだったのかということ想像すると、地域にお住まいの皆様の日々の暮らしが現状よりも不便になっていたと考えられる。そういった点から、資料に記載のとおり、各事業の実施が市民生活の維持・向上に何らかの形で寄与したと考えている。

**【吉野誠一委員】**

計画を策定する時には、法律上の目的があって、その目的を達成するためにどのような投資をしていくかというのが計画の考え方であると思う。道路を1本改修するとか、除雪用機械を購入するために過疎債を充当するといったことはともかくとして、自立促進を図るために雇用の増大や地域格差の是正という目的を念頭に計画を策定しているのではないか。

**【自治・地域振興課 田中課長】**

法律の目的に掲げられている項目を意識して計画を策定していないのかと言われれば、当然意識したうえで策定している。格差の是正等を通じて何を求めていくかという部分で、前期計画も同様であるが、地域にお住まいの皆様が今後も住み続けられる地域、外部の方が住んでみたい、訪れてみたいと思うような地域をつくっていくことが本計画の最終目標であると整理し、そのために必要な取組を計画に登載したものである。

**【吉野誠一委員】**

総括するというのは、前期計画を総合的に見て評価するということである。市民生活の維持・向上に寄与したものと捉えているのはいいけれども、目的から見てこれまでの過程を評価した場合、反省点があって、反省点を次期計画にどう活かすかというのが、持続的発展計画の哲学になると思う。計画案を見ると、哲学がなく、背骨が入っていないような計画になっていると感じたので、総括を示すよう求める附帯意見を付けてもらった。どうも総括という言葉の意味を間違っただけで捉えているのではないか。全体を通じて総合的に評価するというふうに私は考えていた。いいことばかりではなく、目標を達成できなかった部分もあると思う。達成できなかった原因を検証し、次期計画にどう活か

すかということが非常に大切である。それを私は哲学というふうに申し上げた。今回の計画案には活かしきれていないと思うので、今後はそういった点も含めて検討してもらいたい。

**【自治・地域振興課 田中課長】**

御指摘のとおりであると考えている。今回の計画は、この計画単体で動くものではなく、市の最上位の計画である総合計画を踏まえての策定となり、市の事業を行う際に活用可能な過疎債という起債を獲得するために期限も含めて厳しい日程の中での作業となった。

一方で総合計画の改定が先に見えており、次期総合計画を策定するにあたって、現状における課題や反省点を振り返り、解消するための計画作りを進めていきたいと考えている。次期総合計画策定の作業を通じて、本計画もあわせて見直しを図っていく。

また、登載している事業は、区固有の事業というよりも、全市的に展開している事業の方が多い。これは、いかなる計画であっても普遍的に取り組むべきものということで登載している。今後、総合計画の改定を踏まえて、地域の皆様からも過疎地域や中山間地域においてさらにこのような取組が必要であるという御意見をいただきながら、実現に向けて計画の見直しを検討していく。

**【松苗正二会長】**

吉野委員、よろしいか。

**【吉野誠一委員】**

ここまでは総括についての質問しかしていないので、他の内容についても聞きたい。

総括については、時間的余裕がなかったなど、色々事情もあるかもしれないが、特措法が改正されるのはあらかじめ分かっていたことである。総務省から通達がなくても、総合計画を担当している企画政策課と連携をとりながら、4月から策定に取り組む必要があったのではないか。私はそこを怠ったのではないかと思っている。何よりも総合事務所から色々と地域の意見を聞く場面がなく、自治・地域振興課内において机上で計画を作ったという感じがしてならない。

それはそれとして、私は総合計画について、地域計画をきちんとつくるべきであるという意見を持っており、過疎計画も同様に地域計画を別に作るべきであると思う。また、資料には、「自主的審議等により安塚区の持続的発展に向けた検討をお願いいたします。」との記載があるが、すでに我々は何度か安塚版SDGsというような内容で自主的審議に向けて話し合っている。

また、計画変更に係る附帯意見に対して、「必要に応じて地域協議会や地域住民等にお示しいたします。」との回答になっているが、必要に応じてではなく、必ず地域協議会や地域住民等に示すようお願いしたい。その際も総合事務所と連絡を密にとり、決して自治・地域振興課の机上のみで作らないようにしていただきたい。その辺りの心構えはいかがか。

**【自治・地域振興課 田中課長】**

委員がおっしゃられるとおり、今回の計画については、少し着手が遅かったのではないかという思いを持たれた方もいると思う。4月から下準備をしていたが、計画の詳細は説明会を通して知り得たり、県の方針決定が遅くなったりという事情により、結果的にこのような状況になってしまったというのが実態である。

計画案の策定にあたっては、各区から計画に載っている項目を整理してもらい、それを当課で集約し、最終的に計画案としてまとめている。計画にある色々な項目についても、一通り数値の部分で区によって大きな違いがあるのかどうか確認し、全体的にどこの区においても当てはまる内容を文章として記載している。

また、自主的審議について、その区で一体どういった取組をすべきなのかということや地域協議会で十分審議いただき、最終的に意見書の提出となるのか、元気事業のような形で進んでいくのか、方法はいくつかあると思うが、引き続き総合事務所ともやり取りしながら検討をお願いしたい。その結果、予算化され、計画への登載につながっていくので、補足として自主的審議についても回答の中に記載させていただいた。

最後に「必要に応じて」の意味合いについてであるが、文言の軽微な修正や区と全く関係のない内容の修正まで報告するという想定はしていなかったため、「必要に応じて」という記載をしている。よほどのことでない限り報告しないという考えではないので、総合事務所とも相談しながら、説明すべき変更の内容についてはしっかりと説明させていただく。

**【吉野誠一委員】**

もう一点お願いしたい。平成27年頃から様々な計画において、バックキャスティング方式の考え方が取り入れられており、本計画についても、数値目標として人口を挙げているが、恐らく総合計画はバックキャスティングの視点で作られると思う。そういった部分をすり合わせして、横にらみで計画を作らなければいけないのは大変であると思うが、人口だけはこれ以上減らさない、この目標値を達成するための事業案づくりをしてもらいたいという希望がある。その辺りの考えをお聞きしたい。

**【自治・地域振興課 田中課長】**

本計画はバックキャスティングという発想の下で作っていない。総合計画はバックキャスティングの考え方を取り入れて進めている。私は総合計画の策定作業を通じてバックキャスティング方式を初めて経験しているが、非常に難しい取組であると感じている。例えば、将来化学技術がどのように発展しているか、想像するのは難しいと思うが、そのように将来の状況を考え出すと悩ましく、苦勞しながら総合計画の策定作業を進めている。ただ、バックキャスティングの考え方自体は非常に大切な視点であるので、配慮して本計画の取組を進めていきたい。

また、人口の目標値について、前回お示しした際は3万6千人以上となっていたと思うが、3万6千人という数字にこだわっていたわけではなく、市で試算した数字以上を目指そうというのが元々の発想であった。試算した数字が36,489人であり、千人未満を切り捨てて3万6千人としていたが、実態により近い数字とするため、今回目標値を3万6千5百人に修正させていただいた。この数字が容易に達成できる目標なのか、厳しい目標なのかは評価が分かれるところであると思う。我々としては、なかなかハードルの高い数字であると考えている。総合計画の改定後、本計画の見直しの際に新しい取組や強化する取組がいくつか出てこなければ、目標の達成は厳しいと感じているので、十分検討していきたい。

**【吉野誠一委員】**

人口の目標値を3万6千5百人に修正するという話があったが、これは上越市創造行政研究所のシミュレーションに基づいたものである。バックキャスティング方式により現在の水準をどう維持するかを考えた場合、令和2年度の国勢調査の数値が基準になるのではないかという議論があり、前回の地域協議会でもそのようなやり取りをしている。できる限り目標は高く設定し、そのためにどういう投資をしていくかという方向に持っていかないと現状は改善できないと思うので、よろしく願いしたい。

**【中村真二委員】**

区ごとの計画を策定するよう求める附帯意見に対し、「地域協議会で検討いただいた案件を具体化、予算化する場合は、所要の手続きや調整を経ることで本計画に反映することが可能である。」という回答が示されている。先ほどの吉野委員からの質問に対しては、意見書の提出と元気事業という二つの方法の紹介があった。この二つ以外にも方法があるのか、もう少し具体的に説明いただきたい。

【自治・地域振興課 田中課長】

方法としては、意見書の提出と元気事業の二つを想定している。意見書を提出するにしても、元気事業を進めるにしても、自主的審議を経ての取組となる。意見書で市に対して働きかけるといふことと、元気事業で市も巻き込んで地域の皆さんと一緒に取組を進めていくという二通りの方法になる。いずれも取組として実行するのであれば、本計画に登載することが可能である。

【中村真二委員】

先ほどの吉野委員の話と重複する部分があるかもしれないが、安塚区地域協議会も自主的審議で地域の未来に向けて頭を悩ませ、一生懸命考えているところである。今回の諮問を通して感じたことは、地域協議会で考えようとしていることと市で策定しようとしている過疎計画とで足並みがそろっていないということである。このような諮問が出されることが分かっていたら、あらかじめそれに向けて考えることもできるし、逆に我々が考えたことを計画に反映させることもできると思うが、実際はタイミングがずれている。スケジュールなどの事情もあるかもしれないが、そういった部分で意欲が削がれてしまう。もう少し足並みがそろうようにうまく進めることはできないか。

【自治・地域振興課 田中課長】

御指摘をしっかりと受け止め、今後の対応に活かしていく。今回、地域の声や要望は総合事務所を通じて把握したと考えているが、安塚区地域協議会で現在取り組まれている自主的審議と本計画とではタイミングが合っていない。例えば我々がもっと早めに気付き、地域協議会に対して検討を依頼していればよかったという反省はある。当時はそこまで考えが回らなかった。時期はずれてしまうが、先ほど申し上げた通り、本計画は必要に応じて都度変更可能になっているので、各地域協議会から意見書等が出てきた場合はその都度計画変更を検討していく。

【吉野誠一委員】

今ほどの中村委員の意見に関連してお聞きしたい。法律上、地域協議会の意見が法的拘束力を持つことは予定されていない。ところが、一方で法律は市長に対して、地域協議会の意見を勘案する義務を課している。そうした中で今回の回答を見ると、市長が我々の附帯意見を勘案したようにはとても思えない。担当課の皆さんの作文だなと思って見ている。

やはり最後は政治であり、市長が勘案し、十分に考慮したうえで回答を出してもらわないと困る。そういうことをしないで、原案通り決定したという報告がなされると、言い

方は悪いかもしれないが、裁量権の濫用につながる可能性があるとの見解を総務省が示し、「裁量権の濫用と評価される場合もあり得る」と発表している。新潟大学法学部の教授も学術論文を出している。市長の手を煩わすのが嫌だなんて言わないで、市長からもっと広く検討すべきであるというような指示を出してもらわないと困る。市長はそれだけの義務を負っている。地方自治法第202条の7で「市長は地域協議会の意見を勘案し、必要と認める場合は適切な措置をとらなければならない。」と定められている。言い換えれば、市長は地域協議会の意見を勘案する義務を負っているということである。今回の回答も恐らく市長の確認を通らずに来ているのではないか。

**【自治・地域振興課 田中課長】**

今回お示している回答は、全て市長までの決裁を完了している。一通り内容を説明し、原案をお示しし、決裁をいただくという手続きを踏んでいる。本計画について限って言えば、何度も申し上げているとおり、総合計画の改定を踏まえて計画変更を予定しているという面もある。現行の総合計画では、地区計画やその前提となる地区ごとの目指すべき姿というものが定められておらず、総合計画と切り離して過疎計画で地区ごとの計画を定めるのは難しい。仮に総合計画改定の際に地区計画のようなものが取り入れられるのであれば、過疎計画にも反映していく。そういった点も含めて説明し、市長協議を完了している。

**【吉野誠一委員】**

承知した。

**【外立正剛委員】**

安塚区地域協議会として、区ごとの計画を策定するよう求める附帯意見を付けて答申を出したわけであるが、それに対する回答は、「現時点では、総合計画など他の計画と切り離して地区別計画を策定する予定はありません。」となっており、これはおかしいと思う。第5次総合計画では、13区の地域別構想というものをつくり、取組を進めていたはずである。やはり区によってそれぞれ事情が異なっているのであるから、総合計画などとは切り離して、地区別計画を策定すべきである。前回の地域協議会において、委員から計画案はこれまでの計画の内容をそのまま載せているだけであるという意見があり、それに対して、市からは時間的な制約によりそのような形になっているという説明があった。平成19年に発行されている地域別構想には、安塚区の問題点が記載されており、現在もその問題点は解消されていない。その辺りを踏まえた回答が欲しかった。我々が望んでいるような回答ではなく、がっかりした。



【自治・地域振興課 田中課長】

委員がおっしゃっていることの意図は十分承知しているところである。現在は第6次総合計画が市政の基本となっており、今回の計画はその第6次総合計画の下で策定するものである。総合計画において、地区別の目指す姿やぶら下がっている事業体系がない中で、過疎計画だけそれに先んじて地区別計画を策定することはできない、という結論に至ったものである。繰り返しになってしまうが、次期総合計画の作り方によって過疎計画の作り方も変わってくるということで御理解いただきたい。

【松苗正二会長】

ほかに御意見のある方はいるか。

【新保良一委員】

前期計画の総括において、過疎債発行額が約41億円となり、小中学校の改修にも過疎債が充当されているということである。非常に大切な教育の場についても、過疎債を使わないと事業を実施することができないのか。

【自治・地域振興課 田中課長】

色々な考え方があるかもしれないが、上越市では過疎債があるから事業をするという考え方ではなく、最初に地域や政策分野における必要な取組を企画し、予算を作る。そして、実施することとなった事業について、過疎債に限らず財源として何があるか、検討し、財源を充てていくという流れになる。小中学校の改修について、過疎計画に登載され、実際に整備した事業もあるが、必ずしも全てに過疎債を充てているわけではない。より有利な起債があれば、そちらを充てるという運用をしている。小中学校の整備は当然大切であるが、常に過疎債を充てているわけではない。財源としてその時点で一番有利なものを充てており、それが過疎債であれば、どの事業に限らず充てるとするのが現状の運用である。

【新保良一委員】

大切な過疎債であるので、義務教育に関連する小中学校の改修などについては、有利でなくとも別の財源を充ててもらいたい。小中学校の改修に過疎債を充てる分をほかの事業へ回してもらった方がよいと考えるが、その点はいかがか。

【自治・地域振興課 田中課長】

市全体で見れば、教育は大切な分野であるが、ほかの分野も同様に大切である。全体でバランスをとり、予算措置をしている。まず必要な事業を整理し、次に財源探しをするうえで過疎債もその財源のうちの一つということである。重要な事業であるから一般

財源を充てるとか、軽微な事業であるからほかの財源を使うというような運用はしていない。今後もそのような運用方法で進めていくものと考えている。

**【新保良一委員】**

承知した。

**【松苗正二会長】**

ほかに御意見のある方はいるか。

(意見なし)

御意見がなければ、以上で諮問第110号(上越市過疎地域持続的発展計画(案)について)の答申に対する回答についての報告は終了とする。

**【自治・地域振興課 田中課長】**

今後、計画が無事に議会を通れば、実行する段階へ移る。具体的に地域で何をしていくかについては、総合事務所と各担当部署で協議する中で予算としてできあがっていく。計画期間中は、総合事務所と地域協議会、地域住民の皆様で意思疎通を図りながら、必要な事業を導き出していただけると、よりよい計画の実行につながると考えているので、引き続きお願いしたい。

**【松苗正二会長】**

本日、各委員から様々な御意見があった。実績の報告ではなく、計画に対する検証もお願いしたいという御意見や、計画変更にあたり必要に応じてではなく、できる限り事前に報告してもらいたいという御意見などである。先ほど総合事務所と検討するというお話もあったので、総合事務所としっかり検討し、報告すべきことはできる限り報告いただくよう、よろしくお願いしたい。

ここで自治・地域振興課の職員は退席となる。

(自治・地域振興課職員退席)

続いて、報告事項(2)諮問第111号(船倉地域生涯学習センターの廃止について)の答申に対する回答についての報告に移る。

資料No. 2-1は、諮問第111号について、安塚区地域協議会が市長に対して提出した答申書の写しである。この答申に対する回答について、事務局に説明を求める。

**【萬羽主任】**

資料No. 2-2に基づき、回答に係る通知文書の内容を説明。

**【松苗正二会長】**

事務局から説明があったが、何か御質問等あるか。

**【山岸重正委員】**

廃止後、施設を速やかに除却するよう求める附帯意見を付けてほしいと私が申し上げた。示されている回答では、いつ除却してもらえるのかが伝わってこないし、地域住民に対して私がどのように説明したらよいか分からない。

また、船倉地域生涯学習センターには地域活動支援事業を活用して購入した町内会の備品などが保管されている。廃止後のそれらの備品の取扱いについてお聞きしたい。

**【岩野所長】**

1点目の除却の時期についての御質問からお答えする。除却については、市としても、早期除却を求める地元の要望があるということを経済部からも確認しているため、当然のことながら除却に向けて計画を立てていく。ただし、市内には本施設と同様に除却をしなければならない施設がほかにもあることから、附帯意見をいただいたからといって、廃止後即座に除却するというのは、市の財政状況から見ても難しい。ほかの施設と優先順位を付けたうえで、順番に対応していくということで御理解いただきたい。

2点目の備品の取扱いに関する御質問についてであるが、具体的にどのような備品を保管されているのか、確認したい。

**【山岸重正委員】**

地域活動支援事業補助金等を活用して購入した防災関係の備品が保管されている。

**【岩野所長】**

避難の際に地元で使用される備品のことか。

**【山岸重正委員】**

そうである。

**【岩野所長】**

備品は引き続き地元の方で使用いただいて構わないが、廃止に伴い行政財産ではなくなるため、原則として保管場所の変更をお願いしたい。例えば町内会の集会所などへ移動していただければと思う。

**【山岸重正委員】**

もう一つお聞きしたい。地元で備品を購入した後、数年しないうちに同じようなものが船倉地域生涯学習センターに配備されている。

**【岩野所長】**

現在、船倉地域生涯学習センターは指定避難所となっており、指定避難所に備蓄する

発電機や食糧などを市で配備している。山岸委員が今おっしゃられているのは、それとは別に町内会で使用するために購入したヘルメット等のことであると思うが、そういった備品は引き続き町内会で使用いただいて構わない。しかし、避難所開設のために市で配備している備蓄品については、廃止になった時点で引き上げさせていただき、ほかの指定避難所へ配備することになる。

**【山岸重正委員】**

もう一つお聞きしたい。皆さんは承知してないかもしれないが、合併前に船倉地域生涯学習センターに住んでいた人がいる。

**【岩野所長】**

木工をされている方のことであれば承知している。

**【山岸重正委員】**

その方が使用していた材料などがまだ残っている。合併にあたり、今後そこへ住んではいけないと市から言われたため、団地へ移ったのが実際のところである。本来、退去する時点でその方に対して、引き続き保管してもよいとか、代替の保管場所を提供するなど、はっきりした態度をとるべきであったと思う。

**【岩野所長】**

御本人に対しては、船倉地域生涯学習センターに置くことができない旨をはっきりとお伝えしている。再三移動を促しているが、今のところ全て移動していただくことができていない状況である。一度お伝えしただけということではなく、定期的にお問い合わせしているところである。

**【山岸重正委員】**

安塚町時代に声をかけられたから来たのに、合併したから今後は住んではいけないというふうに対応が変わること自体がおかしい。

**【岩野所長】**

過去の経緯については、我々も承知していない部分がある。今、その御質問を受ける場面ではないと思うので、その点についてはまた別の機会に回答させていただきたい。

**【山岸重正委員】**

船倉地域生涯学習センターが廃止されるから質問している。

**【岩野所長】**

引っ越してほしいというお話についてははっきり分からないが、引っ越された事実がある。所有する物品については移動していただきたいと以前からお願いしているところ

である。

**【吉野誠一委員】**

その件について、当時を知っている者として申し上げる。本来、船倉地域生涯学習センターは行政財産であり、設置目的から言って人が住むことはできない。それが議会で、なぜ人が住んでいるのかと問題になった。設置条例違反であったため、恐らく安塚町時代に出ていってもらっていたと思う。

**【岩野所長】**

本来、人が住むことのできない施設であり、なぜ入居させたのかという経緯は分からないが、途中で改めたということであると思う。先ほど申し上げたとおり、本人所有の物品については、再三移動をお願いしているところであり、いずれ移動が完了するものと考えている。

**【松苗正二会長】**

ほかに御意見等のある方はいるか。

**【吉野誠一委員】**

除却について、ほかの施設との優先度等を勘案しながら進めていくことになると思うが、年度を重ねるごとに除却を必要とする施設がどんどん出てくる。優先度を定める基準はどういったものがあるのか。

**【岩野所長】**

当然のことながら、廃止された年度も勘案する材料の一つになる。また、今回のように地元からの除却の要望が強い場合も優先度は高いと判断される可能性がある。

**【吉野誠一委員】**

地元はどこも早く除却してもらいたいという声ばかりではないか。旧上越市内は、地域の環境や景観を考慮して早期に除却しなければいけないという考え方もあり得る。そこから辺の基準を明確にしてもらわないと困る。安塚区では、今後雪だるま温泉雪の湯の廃止が予定されており、リゾート地にお化け屋敷のような施設を置いておくわけにはいかない。いの一番に除却してもらわないといけない。

わずか2千人くらいの地域で言ったところで、旧上越市内の高田の方が大事であるとなってしまうたら、数の力で押し負けてしまう。基準を明確に打ち出していきたい。

**【岩野所長】**

いくら人口の少ない区であったとしても、大事なリゾート地を持っている安塚区であるので、周囲の環境や様々な条件を勘案したうえで、優先順位をつけるよう、事務所か

らも伝えさせていただく。

**【吉野誠一委員】**

承知した。

**【松苗正二会長】**

ほかに御意見のある方はいるか。

**【池田康雄委員】**

今ほどの件に関連して、一つお聞きしたい。今年度や昨年度に実際に除却した施設はどれくらいあるのか。この場でなくてもよいので教えてもらいたい。

新聞などで財政調整基金の残高100億円というような記事もあるが、今後は廃止施設の除却にも支出する必要があると思う。

**【岩野所長】**

実際に現在把握しているものはない。公の施設の適正配置計画ができて、皆様に公表されたのは昨年度であり、来年度以降、本格的に除却が進められる。特に教育委員会などでは廃校になる学校がここのところ増えていることから、除却に関する新たな計画をつくり、今後除却を進めていくことになる。数については、これから確認をとっていくので現時点でお示しできるものはない。

**【松苗正二会長】**

ほかに御意見のある方はいるか。

(意見なし)

ほかに御意見がなければ、以上で諮問第111号(船倉地域生涯学習センターの廃止について)の答申に対する回答についての報告は終了とする。

続いて、報告事項(3)「地域協議会に関する意識調査」結果を受けた取組についての報告に移る。事務局に説明を求める。

**【萬羽主任】**

資料No. 3に基づき、「地域協議会に関する意識調査」結果を受けた取組について、今後市が取り組むことと各地域協議会において取組の検討をお願いしたいことを説明。

**【松苗正二会長】**

事務局から説明があったが、何か御質問等あるか。

**【吉野誠一委員】**

設置条例から申し上げると、本来ほかの地域自治区とはあまり関わり合いを持たない形が想定されていると思う。そこら辺をどこまで理解したうえで、ほかの地域協議会等

との話し合いの一層の活性化というような今後の取組案が挙げられているのか。研修程度であれば理解できるが。例えば諮問案件等について、ほかの地域協議会でどのような検討をされているのかは、我々が傍聴に出かけて情報を仕入れるというのが実態である。設置条例との関係でどのように考えていけばいいのか。

**【大島次長】**

これは議会の所管事務調査の中で、委員から区を超えた情報交換の場が必要ではないかという御意見が出され、その御意見を踏まえて、ほかの地域協議会等との話し合いという取組案につながっていると思う。例えば地域課題ということを考えて時、多くの場合、自主的審議がそれにあたると思うが、ほかの区ではどういったことを課題として考えているのかなどの情報交換を図ることが想定されていると考えている。吉野委員が懸念されているような条例に基づく地域協議会の権限に関わるものではなく、あくまでも各區で議論を進めていく中で参考事例等の情報交換の場というものを念頭に置いての発言であると想像している。

**【吉野誠一委員】**

私は総務常任委員会を3回ほど傍聴しているが、そのような類の話はしていない。下手すれば、地域協議会よりも実情を知らないで発言されている方もいる。委員長も結論をどのように導いていくのか、相当葛藤されているように思う。あまり総務常任委員会のことを気にする必要はないと思う。

**【大島次長】**

その点について、私から申し上げるべきことではないが、所管事務調査の中でそのような御意見があったということで、担当課の自治・地域振興課の方でその御意見を尊重して文言を追加したものと考えている。

**【吉野誠一委員】**

承知した。

**【松苗正二会長】**

ほかに御意見のある方はいるか。

**【吉野誠一委員】**

資料にも記載されている「地域を元気にするために必要な提案事業」について調べてみたが、数値目標をどうするかなど、提案するためのハードルが高く、安塚区では絶対的なマンパワーが足りないと思う。提案して採択された場合、上手くいかなかったら地域協議会の責任問題にもなる気がして、なかなか手が出せないと思う。

**【大島次長】**

「地域を元気にするために必要な提案事業」はあまり活用されていないというのが現状であり、自治・地域振興課の方でもそれが課題だと考えている。前期の委員の皆様からもそのような御意見が出された。吉野委員が言われた部分も事業そのものの在り方の課題として見直すべきとお考えであれば、次回の協議の中でお話を出していただきたいと思う。

**【吉野誠一委員】**

承知した。

**【松苗正二会長】**

ほかに御意見のある方はいるか。

(意見なし)

ほかに御意見がなければ、事務局から説明があったとおり、次回の地域協議会の中で資料2ページ以降に記載の地域協議会において取組の検討をお願いしたいこととして挙げられている3点について協議を行うので、各自検討し、次回の地域協議会に臨んでいただきたい。以上で「地域協議会に関する意識調査」結果を受けた取組についての報告は終了とする。

次に安塚区地域協議会としての審議内容について、確認を行う。事前に事務局へ審議依頼書の提出はあったか。

**【大島次長】**

事前の提出はない。

**【松苗正二会長】**

今回審議依頼書の提出はなしということで、審議依頼事項がある場合は、また次回協議会開催日の1週間前までに事務局へ提出をお願いしたい。

次に次第6その他(1)次回協議会の開催日について確認する。ここ数回の地域協議会は、諮問等の関係で通常第4火曜日とは異なる日程で開催してきた。次回から第4火曜日に戻せればと考えており、10月26日(火)が第4火曜日にあたるが、皆様のご都合はいかがか。11月の第4火曜日となると、2か月近く空いてしまうため、今月2回目となるが、10月26日(火)をお願いしたいと考えている。

**【吉野誠一委員】**

選挙もあるため、11月に入ってからにしてもらえないか。



【松苗正二会長】

10月26日（火）で都合の悪い方はいるか。どうしても今月都合の悪い方が多ければ、11月に入ってからでもよい。

【松野修委員】

その場合は11月に2回開催するということか。

【松苗正二会長】

地域協議会は何回開催しても構わない。

（「10月26日（火）は都合が悪い」との声あり）

【岩野所長】

今お話を伺っていると、選挙前ということと都合が悪いという方も何名かいらっしまった。もう一度今の日程を踏襲して次回の地域協議会を11月初めに開催し、11月の月末にもう一度開催して通常の日程に戻すということも可能である。

【松苗正二会長】

それでは、次回の地域協議会は11月初めに開催するということによろしいか。

（「はい」の声多数）

11月2日（火）はいかがか。

【松野修委員】

2日（火）でよいと思う。

【松苗正二会長】

11月2日（火）によろしいか。

（「はい」の声多数）

それでは、次回の地域協議会は11月2日（火）午後7時から開催する。

【松野修委員】

11月末の分も今のうちに決めたらどうか。

【松苗正二会長】

11月23日（火）は祝日になるので、11月30日（火）によろしいか。

（「はい」の声多数）

それでは第9回地域協議会は11月30日（火）午後7時から開催する。

【池田裕夫委員】

11月末までは午後7時開始か。

【新保良一委員】

12月からは午後6時開始にしてもらいたい。

【松苗正二会長】

その予定である。

ほかに連絡事項等あるか。

【萬羽主任】

そのほかの配布資料について連絡。

【松苗正二会長】

会議の閉会を宣言

9 問合せ先

安塚区総合事務所総務・地域振興グループ TEL：025-592-2003（内線23）

E-mail：[yasuzuka-ku@city.joetsu.lg.jp](mailto:yasuzuka-ku@city.joetsu.lg.jp)

10 その他

別添の会議資料も併せて御覧ください。